

令和8年2月20日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

## 総務文教委員会報告書

令和7年第7回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 調査事項

福津市基金管理運用聴取委員会聴取報告書について

#### 2. 期日

令和8年1月23日（金）

#### 3. 調査の目的

本市は、平成31年度（令和元年度）から令和2年度に基金から70億円以上を投じて購入した国債及び社債の時価が、約3割下落したことで基金残高の2割に相当する約23億円の含み損（令和6年9月時点）が発生している状況である。また、市は令和7年12月26日に臨時行財政運営方針を発表し、その中で、市の財政運営が厳しい要因のひとつに、基金運用の問題があるとしている。

市は令和7年5月12日に福津市基金管理運用聴取委員会を設置し、平成30年度以降の基金運用について関係者から事実関係を聴取し、その結果を令和7年11月19日に「聴取報告書」として議会へ報告した。総務文教委員会は、令和7年6月定例会で報告した「基金運用に関する法令等との整合性及び今後の財政への影響等について」の所管事務調査報告書の委員会提言の中で、今回の所管事務調査だけでは不十分であり、議会としてさらなる調査が必要であるとしており、今回示された聴取報告書を基に市の基金運用等に関する調査を実施した。

#### 4. 調査結果

(1) 一連の基金運用問題に関する行政組織の責任について

市は平成30年8月9日の決裁文書で、債券を満期保有から途中売却による積

極運用とすること、また、売買する債券の対象に国債を加えるという方針に変更したとしている。しかし、当該文書の起案者は当時の会計管理者で、これは地方自治法が定める会計管理者の会計事務範囲外であり、また、市の財務規則でも基金管理者は財政調整課長と定めているため、基金運用の権限がない者が起案した決裁文書をもって基金運用の方針が変更されている。さらには、基金運用権限がない会計管理者が債券売買を行っており、国債の売買は事後に報告として会計課起案により市長決裁されていた。これらは法律違反に当たるのではないかとの指摘に対しては、最終的には市長が決裁しており市長権限で基金運用を実施していること、また、会計管理者は資金管理運用会議を含め資金に関する業務を所掌しており、その業務の中で起案者として業務を行ったことを鑑みると、法律違反ではないという認識である。違法か適法かについて顧問弁護士へ確認等を行う予定はないが、今後ガバナンスの不備の是正に努めていくとしている。一方で、市の規則等に則っていなかったことは認識しており、謝罪もしているところである。行政組織の責任については、再発防止に努め、今後の市政運営をしっかりと行うことを市民に示していくことで果たしていきたいとしている。

#### (2) 一連の基金運用問題に関する総括について

市はこの間の基金運用に関して、令和7年3月4日の議会全員協議会で報告した「基金運用に関する報告」と、総務文教委員会での所管事務調査報告、住民監査請求への監査結果報告、市基金管理運用聴取委員会の「聴取報告書」を受けて、今後の対応方針を作成し、適正な基金管理運用に取り組むとしているが、基金運用の経過や各報告を踏まえ、専門家等の意見を取り入れた総括については現時点では考えておらず、今後の適正な基金運用のルール化に向けて専門家等の意見を反映させていく予定としている。

#### (3) 第三者委員会の設置について

市は基金管理運用聴取委員会を設置するにあたり、第三者委員会等による調査を見据えているとしていたが、現在は第三者委員会の設置は考えておらず、この間の調査等を踏まえて、今後の適切な基金運用に向けて改善に取り組むとしている。

#### (4) 基金運用に関する市民への説明について

市民への説明については、令和8年1月5日に、これまでの基金運用に関する経緯等を市ホームページ上で公開し、周知している。掲載内容は「令和7年3月4日の議会全員協議会の報告書」、「福津市基金管理運用聴取委員会設置規程」、「基金管理運用聴取委員会聴取報告書」、「基金に関する住民監査請求の監査結果報告書」、「総務文教委員会所管事務調査報告書」、「基金運用に関する課題に対する対応方針」、「令和6年度決算報告書に掲載した基金の保有状況」であり、今後、掲

載情報を随時更新していくとしている。

## 5. 委員会からの提言

### (1) 基金運用に関する法令との整合性について

市は、当時の会計管理者が、地方自治法第 170 条に規定されている会計管理者の会計事務範囲を超え、市の財務規則にも反して基金運用をしていたことに対して、市長決裁のもと運用していたので、法律違反にはあたらないという見解だが、市の顧問弁護士への確認等はしておらず、あくまで行政の判断でしかない。また、地方自治法第 241 条第 2 項に規定されている基金の確実かつ効率的な運用についての違法か適法かの判定は、最終的には司法の判断に委ねられるものと思われるとの答弁もあり、各報告での指摘やこの間の一般質問等での議員からの問いに対しての検証が不十分である。この間の基金運用に関する違法・適法について、法的根拠を示して市民や議会へ説明すべきである。

### (2) 基金運用に対する総括について

聴取委員会報告では、基金運用に関する問題を、一部の職員に権限が過剰に委譲されたことでガバナンスが機能せず、それを復する自浄作用も働かなかったことが原因と推測し、今後の再発防止策を示しているが、同時に地方公共団体の財政状況に少なからずの影響を及ぼしてしまうことが明らかになったとも示していることから、市として再発防止だけではなく、この基金運用に関して、今回の聴取報告書を含めた調査内容について、利害関係のない有識者や外部機関等による検証を実施し、出された見解を含めた総括を行い、市民や議会に示すべきである。

### (3) 再発防止について

市は、基金運用に関する課題への対応方針として、資金管理運用会議の開催を徹底し、基金運用の公表に関するルール策定や基金運用の方針を協議する際、外部有識者の招聘等により外部有識者の意見を加えて見直しに取り組むとしているが、現在の基金の状況を生み出した原因として、一部の職員に権限が過剰に委譲されたこと、市が定めた規程・規則を守らず資金管理運用会議も開催せずに基金運用が行われたことが問題であり、資金管理運用会議の中で再発防止に取り組むとしている現在の対応方針だけでは対策は不十分と言わざるを得ない。前述の総括と合わせ、外部有識者等の意見を聞いた上で、改めて具体的な再発防止策を策定し、早期に市民や議会に示すべきである。

総務文教委員会としては上記の提言を市に求めていくとともに、再発防止策等について、その動向を注視し、必要に応じて対応していく。